

平成 16 年度の雇用保険三事業による事業の評価について

平成 17 年 6 月

雇用保険三事業（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条から第 65 条までの規定に基づき、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする事業である。

雇用保険三事業は、依然として厳しい雇用失業情勢の下で雇用の安定等のため重要な役割を担っているが、こうした役割を一層的確に果たせるよう、事業をより効率的・効果的に実施していくことが求められている。

このため、平成 16 年度においては、雇用保険三事業について、①雇用維持支援から労働移動支援へ、②雇入助成からミスマッチ解消へ、③生活支援から早期再就職支援へという観点に重点を置いた見直しを行ったところであるが、さらに、同年度から、各事業の性格を踏まえ、目標を設定するとともに年度終了後に実績を公表し、適正な評価を行った上で、事業の見直し等所要の措置を講ずることとしている。

今般、同年度において目標を設定した事業について、以下のとおり評価を行った（評価の概要は 1 ページ。）。

評価に当たっては、単に目標の達成・不達成のみを機械的に評価するのではなく、社会経済情勢、雇用情勢の変動等の要因を考慮するとともに、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら実施したものである。

なお、今回の評価の結果、見直すよう指摘していない事業についても、平成 17 年度目標の達成に向けて努力するとともに、事業の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うことは当然である。

雇用保険三事業の各種事業については、今後、骨太 2005 等政府の方針も踏まえ、よりよい施策となるよう必要に応じた改善を図る。